

平成21年5月15日

各 位

会社名 OKK (大阪機工株式会社)  
代表者名 取締役社長 土井 隆雄  
(コード番号6205 東証・大証第1部)  
問合せ先 執行役員 高原 宏幸  
総務人事部長  
(TEL. 072-771-1158)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第151回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 公告閲覧の利便性の向上および公告手続きの合理化を図るため、第5条に定める公告方法を電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (4) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (5) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金曜日)  
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金曜日)

以 上

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告によりこれを行う。</u></p> <p>2 <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株券を発行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p>	<p>(单元株式数)</p>
<p>第9条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(单元未満株式についての権利の制限)</p>	<p>(单元未満株式についての権利の制限)</p>
<p>第10条 当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 第11条に定める請求をする権利</p>	<p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 第10条に定める請求をする権利</p>
<p>第11条 (略)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p>	<p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p>

現行定款	変更案
<p><u>3</u> <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(株式取扱規程)  第<u>13</u>条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)  第<u>12</u>条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第<u>14</u>条～第<u>23</u>条 (略)</p>	<p>第<u>13</u>条～第<u>22</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)  第<u>24</u>条 <u>当社は、取締役会の決議をもって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u>  <u>2</u> <u>取締役社長は、会社を代表する。</u>  <u>3</u> <u>取締役会の決議をもって第1項の役付取締役のなかから代表取締役を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)  第<u>23</u>条 <u>取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</u>   (削除)  <u>2</u> <u>取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長を選定することができる。</u></p>
<p>第<u>25</u>条～第<u>45</u>条 (略)</p>	<p>第<u>24</u>条～第<u>44</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則  第<u>1</u>条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>  第<u>2</u>条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>  第<u>3</u>条 <u>本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>